

月一日越中掾久米廣繩、その官舎に於いて宴を張つたが、國守大伴家持先づ時鳥を詠じ、遊女士師も之に和したから、興趣忽ち高潮し、乙美も亦『安須余里波、都藝互伎許要牟、保登等藝須、比等欲能可良爾、古非和多流加母。』の歌を吟じた。當時能登は越中に屬してゐたのである。

ノトノカイサン 能登の海産 安永頃の舊記に能登の海産物とその産地とを次の如く載せてある。鯨(鳳至郡藤波、珠洲郡羽根・小木)。鱒(鳳至郡鶴川・藤波)。塩鱒(鳳至郡鶴川)。鱒(鳳至郡波道・宇出津)。葉鱒(鳳至郡矢波・宇出津)。ひらき鱒(珠洲郡小木)。もみ鱒(珠洲郡小木)。干鱒(鳳至郡七海・藤波、珠洲郡小木)。鱒の切漬(珠洲郡小木)。指鱒(羽洲郡風無・千浦・赤崎・前濱、鳳至郡皆月・大澤)。きずし鱒(鳳至郡深見)。鯖子(鳳至郡五十洲・鶴入)。干鰯(鳳至郡吉浦)。鰯(珠洲郡小浦・眞駒・小木・越坂)。干鳥賊(鳳至郡藤波)鳥賊の黒作(鳳至郡藤波・珠洲郡小木)。白鳥賊(鳳至郡藤波)。張鮑(鳳至郡劍地・腰細・赤神・吉浦・皆月・輪島)。鮑(羽洲郡大念寺新・福浦・牛下・生神・七海・風戸・風無・赤崎、鹿島郡鯨目、鳳至郡船倉島)。鯨斗(鳳至郡船倉島)。寄居蟲(鹿島郡舟尾)。九萬疋(珠洲郡小木)。正宗納子物(鳳至郡皆月)。海鼠腸(鳳至郡中居南)。串海鼠(鹿島郡須曾・佐波・向田・曲・蘭・半浦、鳳至郡中居南)。口海鼠(鹿島郡小島・津向・長浦)。堅海苔(羽洲郡龍)。黒海苔(羽洲郡福浦・牛下・生神、鳳至郡鹿磯・深見・吉浦・五十洲・鶴入・船倉島)。紐海苔(鳳至郡藤波・船倉島)。海索麩(羽洲郡七海・領家町)。海雲(鹿島郡津向・小牧、鳳至郡曾福・根本・志々

浦・新崎・内浦・中居南)。海松(鹿島郡白濱・塩津・筆染・野崎)。笠塩(珠洲郡雲津・四方山・立壁・戀路・雲津・寺家・狼煙・川浦・折戸・高屋・馬縹・大谷)。玉塩(珠洲郡鶴飼・飯田・鹿野・正院・川尻・嶋島)。

ノトノキヤクイン 能登の客院 桓武天皇延暦廿三年六月廿七日の勅に『比年渤海國の來ること多く能登國に在り。停宿の處疎陋なるべからず。宜しく早く客院を造るべし。』とある。客院とは、越前に於ける松原客館の類で、番客を淹留せしめる所である。能登の客院が果して竣成したか否かは明らかでないが、當時彼の來聘が國帑を糜すること甚だしく、沿道の百姓亦その煩に堪へなかつたに拘らず、此の如き勅命のあつたによつて見れば、いかに朝廷が渤海の來賓を歓迎し、國家の面目を維持するに急であつたかを察するに難くない。

ノトノグウケ 能登の郡家 王朝の頃、郡司の政務を行ふ所を郡家とも郡院ともいふた。今能登の郡家の所在に就いて言ふと、羽洲郡の郡家は羽洲にある。式内羽洲神社こ、に鎮座し、國造以降の治所で、中世には羽洲正院と呼ばれた。能登郡には式内能登生國玉比古神社がある。同社は今の鹿島郡金丸村に鎮座し、當國々魂の神であるから、能登國造の裔たる郡司も、亦此の附近に治したらうと思はれるが、やがて國府附近海岸の利便の地に移つたであらう。その所は今知り得ぬ。鳳至郡には式内鳳至比古神社がある。日本地理志料には、和名抄を補ひて鳳至郷を立て、承久三年注進の能登國田數目録には鳳至院があり、今鳳至川の河岸中段の小字に院の馬場が

あるものは、實に郡院の在つた所であらう。又珠洲の郡家は正院に在つたであらう。大日本地名辭書には、美濃國養老郡折戸が古の多藝郡の郡家であつた例を引き、本郡折戸を以て之に擬し、正院は若倭一郷の穀倉院を置いた所であると論ずるが、その必ずしも然らざるは、承久三年注進の能登國田數目録に珠洲正院と記してあるを以て知られる。

ノトノクニ 能登國 (一)能登の置國―能登國は、國造時代に於ける羽洲・能等の二國で、三越の制となるに及びては越前國に隸屬してゐた。その初めて分立したのは元正天皇の時に在るが、加賀の場合に於ける如く、置國の事情を説明した官符を見ることを得ぬ。たゞ國府を距ること餘りに遠く、部内の廣大に過ぎた爲であることは、固より之を推察するに難くない。その置國の年月に就いては、續日本紀に『養老二年戊午五月乙未(二日)割越前國之羽洲能登鳳至珠洲四郡―始置能登國』とあるもの即ち是で、國史の記述極めて昭々である。然るに和名抄には養老二年越中國を割いてこの國を置くといひ、同國の國名部に靈龜二年丙辰越中國を割いて之を置くとし、皇代記に神護景雲二年丙午越前國四郡を割いてこの國を創めたとするの類、皆事實を誤つてゐる。況や源平盛衰記の弘仁十四年癸卯能登郡が廣いから四郡に分かつて能登國にしたといふものは、加賀分國の事を混じたもので噴飯に値する。さて置國の後、聖武天皇天平十三年十二月十日に至り、能登を一國とするの價值がないと認められたのであらうか、一たびそれを越中に併合せしめたが、而も能登は海中に斗出する半島で、越前に屬す

るを不便とした如く、越中に隸せしめても亦不便であつたから、十六年を経た後、孝謙天皇の時再び越中から分割獨立せしめられた。その再置に關しては又續日本紀天平寶字元年五月乙卯(八日)の勅に、『其能登安房和泉等國依舊分立。』と記されてゐる。

(二)國號の出自―能登の國造は郡名と同じく、國造時代の能登國から起つたものである。類名には若狹に能登郷といふのがある。或はこの國號を能登生國玉比古神社及び能登比咩神社あるによるとするものもあるが、それは本末を顛倒した説であらう。(三)能登の雜事―能登の變異・水旱その他の雜事にして、六國史等に見えたものは次の通りである。淳仁天皇天平寶字六年三月廿九日、能登早するを以て賑給せられ、同七年六月廿一日又飢乏て賑給せられた。光仁天皇寶龜五年三月廿二日、能登又飢乏て賑給せられ、寶龜十一年五月十四日には、機要の備を缺乏すべからずとて、能登等の諸國に糶を備へしめられた。桓武天皇の延暦四年十月十日、去る七八月能登に大風があり、五穀損傷して百姓飢饉したるを以て、使を遣はして之を賑給せられた。延暦十一年六月十四日の太政官符には、『今諸國の兵士、邊要を除くの外皆停廢に従へり。其の兵庫・鈴藏及び國府等の類は、宜しく健兒を差して以て守衛に任ずべし。』とあつて、乃ち能登の健兒を定めて五十人となした。延暦廿一年九月三日、能登損田の百姓に租税を免じ、たゞ調のみを徵せられ、同廿三年十月廿七日には、桑麻の損じたるが爲に今年の調十分の七を免せられた。次いで延暦廿四年七月廿四日、使を遣はして能登の珠洲郡に漂